

Title	Tacitus, Dialogus de oratoribus 試訳 (IV)
Sub Title	Tacitus, Dialogus de oratoribus (IV) (A Japanese translation of Tac. Dial. 36-42)
Author	小池, 和子(Koike, Wako)
Publisher	慶應義塾大学言語文化研究所
Publication year	2019
Jtitle	慶應義塾大学言語文化研究所紀要 (Reports of the Keio Institute of Cultural and Linguistic Studies). No.50 (2019. 3) ,p.255- 267
JaLC DOI	10.14991/005.00000050-0255
Abstract	
Notes	研究ノート
Genre	Departmental Bulletin Paper
URL	https://koara.lib.keio.ac.jp/xoonips/modules/xoonips/detail.php?koara_id=AN00069467-00000050-0255

慶應義塾大学学術情報リポジトリ(KOARA)に掲載されているコンテンツの著作権は、それぞれの著作者、学会または出版社/発行者に帰属し、その権利は著作権法によって保護されています。引用にあたっては、著作権法を遵守してご利用ください。

The copyrights of content available on the Keio Associated Repository of Academic resources (KOARA) belong to the respective authors, academic societies, or publishers/issuers, and these rights are protected by the Japanese Copyright Act. When quoting the content, please follow the Japanese copyright act.

Tacitus, *Dialogus de oratoribus* 試訳 (IV)¹

小池和子

Tacitus, *Dialogus de oratoribus*, 36-42

36.

(1) 彼は……(な?) 事柄を考察すること²(もできなかったし?), いかなる卑しいことも, いかなる浅ましいことも, 弁ずることができなかった³. 偉大な雄弁というものは, ちょうど炎がそうであるように, 燃料によって育てられ, 揺れ動くことであおり立てられ, 燃えることで輝くものなのだ. 我々の共同体においても, 同じ理屈が昔の人々の雄弁を成長させたのである.

(2) というのも, 今の時代の弁論家たちも彼らなりに, 落ち着いて平穏な, 幸福な国家において付与されるのがふさわしいものを手に入れてきたのであるが, 昔の人々の方は, いっそう多くのものを, かつてのあの動乱と放埒に

1 本紀要第46号(2015年)に続いて, 第36章から作品の最後まででの翻訳を試みる. 訳文作成, および最後に脚注として加えた前稿への補足のために行った史料調査には, 平成30年度慶應義塾大学学事振興資金の支援を受けている.

2 cogitare. Heubner や Mayer はこの読み(C写本その他)を採り, かつ nihil humile ... poterat (「いかなる卑しいことも…できなかった」)の文の一部としている. その場合, cogitare は後出の eloqui 「弁ずる」と並列関係にあり, rem (「事柄」)には, 後続の humile, abiectum のような類の, 否定的な意味合いを持つ形容がついていたということになるだろうか. これに対して, cogitare までを前の文とする (Gudeman), cogitare と修正して, 先行する何らかの副文の一部とする (John), などの案もある.

3 テクストの欠落(本紀要第46号, 389頁注42を参照)のため, poterat の主語が誰であるかは不明. しかし文脈からすると, 過去の偉大な弁論家であろうし, また, 後続部分で「我々の共同体」が対比されていることから, ギリシアの弁論家であると推測するのが適当だろう. G-H や Gudeman はデーモステネスと推測する.

よって獲得したように思われる。あらゆるものが一緒くたになって単独の取締者を欠く中で、おのおのの弁論家が、惑う人民をどれだけ説得できたかに応じて、どれほど知恵があるのか評価された時代のことである。(3) ひっきりなしに様々な法が成立し、民衆派の名を得る者が生じたのは、こういう事情ゆえであり、このゆえにほとんど演壇で夜明かしをするような公職者たちの集会も行われたのであり、権力者を被告とした訴追が行われ、家の代々にまでも引き継がれる敵対関係が生じたのも、貴族が派閥を作り、元老院が平民を相手に繰り返し戦いを行ったのも、このゆえだったのである。(4) それら一つ一つの事柄は、なるほど国家を引き裂きはした。だが、当時の雄弁を鍛え、多大な見返りで山積みにしたのは、それらの事柄であったと思われる。なぜなら、おのおのが弁ずることで能力を発揮できればできるほど、それだけいっそう容易に顕職を手にすることができ、また、それだけいっそう、その顕職にあって同僚たちを凌ぐことができ、それだけいっそう第一人者たちの間で影響力を発揮し、いっそう元老院議員たちの中で権威をもち、いっそう平民たちの間で名が知られ、名声を博すことになっていたからだ。(5) こうした人々が、諸外国にまでも及ぶ庇護民を有り余るほどに抱えていたのであり、こうした人たちに対して、属州に向かわんとする公職者たちは敬意を払い、戻ってくると尊重したのである。法務官の地位も執政官の地位も、自分たちの方から、こうした人たちのことを招くのだと思われていたのであり、そしてこうした人たちは、人民のことも元老院のこともその助言と権威で導いていたから、一介の私人に戻っても⁴権力を伴わないでいることはなかった。(6) それどころか彼らは自分でも、誰しも雄弁なしには、社会の中で人目を引く輝かしい地位を獲得することも守ることもできはしない、と確信していたのである。(7) それも当時の次のような状況からすれば不思議なことではない。好まずとも人民の前に引き出されたのであり、元老院で簡潔に提案を述べるだけでは十分ではなく、いやむしろ、おのおのが自分の見解を知性と雄弁で守らなくてはならなかったのであり、何か敵意ある告発

4 言い換えれば、執政官や法務官という高位の公職の任期を終え、命令権を失っても、ということ。

に呼び出されれば自分の言葉で応じねばならなかったのであり、公の裁きにおいて行う証言も、不在のままで、文書によって行うのではなく、その場に出席して述べることを強いられていたのだから。(8) このように、雄弁がもたらすすばらしい見返りには、なさねばならぬことも多く付随していたのである。そして、能弁と思われることが美しくて榮譽に満ちていたのと同じように、逆に無口で弁が立たないと思われることは、醜悪だと考えられていたのであった。

37.

(1) ゆえに彼らを駆り立てていたのは、見返りに劣らず、不面目を恐れる気持ちでもあった——庇護者よりもむしろ庇護民の地位に数えられるようなことがあってはならぬ。先祖代々伝えられてきた縁故が他の者のところに移ることがあってはならぬ。不活発で顕職には力不足として顕職を獲得しないとか、あるいは獲得したにしても、その地位を立派に全うすることがない、などということがあってはならぬ。(2) ところでこの古い書物は君たちの手元にも及んでいるだろうか？ 好古家の蔵書には今なお残り、今まさにムーキアヌス⁵によって収集が行われていて、たしか既に十一巻分の記録集と三巻分の手簡集が集成され、出版されているものだが。(3) これらの本を見ると分かるのは、グナエウス・ポンペイユスとマルクス・クラッスス⁶は、軍事力においてのみならず、知性と弁論にも長けていたということである。また、レントゥルスたち、メテッルスたち、ルークッルスたち、クーリオ

5 ガイウス・リキニウス・ムーキアヌス。ウェスパシアヌスを支持し、彼が元首の地位を獲得するのに貢献した。ここで言及されている集成の詳細は不明だが、古い記録や著作からの抜粋集のようなものか。Hist. 1.10には彼について魅力的な寸評がある。

6 それぞれユリウス・カエサルと共に（通称）第一回三頭政治を行った、グナエウス・ポンペイユス・マグヌス（前70年、前55年、前52年の執政官）とマルクス・リキニウス・クラッスス（前70年、前55年の執政官）のこと。弁論家としての彼らについてはCic. Brut. 233（クラッスス）と239（ポンペイユス）を参照。キケローは、絶賛というほどではないが、彼らに一定以上の弁論能力を認めている。

たち⁷、かつその他のおもだった人々の一群が、この学問に大いに労力を注いでいたということも、また、当時いかなる人も、何らかの雄弁の才なしには、大きな権力を獲得することはなかったということも分かる。(4) 加えて、被告となった人々の輝かしさ、事案の重大さがあり、それら自体もまた、雄弁に大いに寄与するものであった。というのも、盗みや、訴訟における取り決め、差し止め命令について話さねばならないのか、それとも選挙における収賄や、同盟者が海賊行為を受け、市民が殺戮されたことについて話さねばならないかでは、大いに違いがあるからだ。(5) そういう悪いことは起こらない方が良く、我々がそんなことを何も被らずに済むのが国家の最良の状態と考えるべきである。だがその分、起こった時には、それらは雄弁に大きな題材を供給するものだったのである。というのも、知力は扱う物事の大きさによって育つものであり、誰しも、光り輝く弁論を生み出すことは、それに見合う事案を見いだせない限り、決してできないからである。(6) 思うに、デーモステネースを輝かせているのは、彼が自分の後見人たちを訴えて作った弁論⁸ではあるまい。そしてまたキケローを偉大な弁論家たらしめているのも、プーブリウス・クィーンクティウスやリキニウス・アルキアースを弁護したこと⁹ではないだろう。今彼を取り囲んでいる名声を彼

7 いずれも共和政期の有力な家系の名で、特にレントゥルスとメテッルスについては同名の人物が多く存在するが、ここではおそらく、キケローと同時期の人々が主として念頭に置かれているものと考えられる。

8 デーモステネースが二十歳の時に行い、彼の最初の弁論と目される、後見人アポボスを訴えた弁論（現存せず）。彼の代表作としては、ギリシア世界を侵略するマケドニア王ピリッポス二世を攻撃し、市民に奮起を促した一連の『ピリッピカ』（前351-341年）や、『冠について』（前330年。デーモステネースにこれまでの貢献ゆえに黄金の冠を与えることを提案したことで、アイスキネースから訴追されたクテーシポーンを弁護すると共に、マケドニアとの和平を支持する者たちを非難）をあげなくてはならないだろう。

9 それぞれ『クィーンクティウス弁護』（前81年に実施。現存するキケローの最古の弁論）、『アルキアース弁護』（前62年に実施）を指す。前者はまさにキケローの駆け出しの頃の弁論であり、共同経営上の問題で訴えられたクィーンクティウスを弁護したもの。後者は詩人アルキアースのローマ市民権の正当性を弁護。共に事件の重要度にしても、弁護された人物の知名度にしても、次に言及される諸弁論のそれとは比べものにならない。

に与えたのは、カティリーナであり、ミローであり、ウェッレスであり、アントーニウスだ¹⁰。弁論家が弁論の豊かな題材を得るといことが、国家にとって、悪しき市民を生み出すという代償を払ってまですべきことなのだと言いたいわけではない。そうではなくて、折々指摘していることだが¹¹、論点を思い出し、知っておこうではないか、我々が話している事象は、荒れ狂う不穏な時代における方が簡単に成立するものなのだとすることを。(7) 戦争に苛まれるよりも平和を享受する方が有益で良いということを知らない者はいないだろう。けれども、優れた戦士をより多く生み出すのは平和よりも戦争なのだ。(8) 雄弁の才の状況もこれと似ている。というのも、喩えて言うなら、より頻繁に戦列に立てば立つほど、より多くの攻撃を与えれば与えるほど、かつ自分の方でも受ければ受けるほど、より強大な相手とのより激しい戦闘を自らに課せば課すほど、それだけ雄弁の才はいつそう気高く崇高になり、危険を冒したことで名を上げて世の人々の口の端に上るよう

10 順に『カティリーナ弾劾』（前63年）、『ミロー弁護』（前52年）、『ウェッレス弾劾』（前70年）、『ピリッピカ』（前44-43年）を指す。『ウェッレス弾劾』は、ガイウス・ウェッレスのシキリア総督時（前73-71年）の残酷かつ強欲な統治を弾劾したもの。当時ローマ随一の弁論家と目されていた弁護側のホルテーンシウスを破って勝訴したことにより、キケローの名声を大きく高めた演説。一連の『カティリーナ弾劾』はキケローの執政官就任時に、国家転覆の陰謀を計画したルーキウス・セルギウス・カティリーナを弾劾したもので、キケローの最後の弁論集『ピリッピカ』と並び、キケローの政治弁論の代表的なものである。そして『ピリッピカ』（その名は先のデーモステネースの弁論に由来する。cf. Cic. *ad Brut.* 2.3.4）は、カエサル暗殺後、その後継たらんとするマルクス・アントーニウスを打倒し、国家を守るという主張のもとに行われた一連の弁論。キケローがアントーニウスの対抗馬として担いだオクターウィアヌス（『ピリッピカ』第五弁論では、彼に特例措置で法務官格命令権を与えることを提案）は結局アントーニウスと手を結び、キケローは彼らによって追放公告を受け、殺害されることになる（40.4を参照）。『ミロー弁護』はプーブリウス・クローディウス・プルケルを殺害したティトゥス・アンニウス・ミローを弁護したものの、この両者は共に徒党を組んで暴力的抗争を繰り広げてきたが、より大きな政治的対立（三頭政と門閥派）に利用され利用した者たちでもあった。ミローの裁判では、キケローのみならず、ホルテーンシウスやカトーなど門閥派の有力者たちが数多く弁護に立ったが、ポンペイユス（クローディウスは一時彼と対立したが、この時はまた手を結んでいた）の圧力の前に敗れた。

11 36.1を参照。

になる。自分の身は安全のままに他人の危機を見物したい、というのが人の性だから。

38.

(1) 昔の裁判の形式と慣行に話を移そう。なるほど現在それは、廉直さを守るのにはより適したものとなっている¹²。けれども、雄弁術を鍛えるのにより力を発揮したのは、かつてのあのフォルムの方だった。そこでは、誰もがごく僅かの時間内に弁論を完結させることを強いられはしなかったし、休廷も自由であり、各々の人は話す量を自ら選び、日数や弁護人の数も制限されてはいなかった。(2) このような状態に初めて縛りをかけ、雄弁にいわば手綱をつけたのが、三度目の執政官職在任中だったグナエウス・ポンペイウスである¹³。だがそうはいつでも、全てがフォルムで、全てが法に基づいて、全てが法務官のもとで行われるような形であった。法務官のもとで、かつてどれほど重大な問題が扱われるのが常であったかについて、次のことほど大きな論拠はあるまい。すなわち、現在は最も主要な位置を占めている百人委員法廷で行われる訴訟は、当時はその他の裁判の輝きの陰にまったく隠れてしまっていたのであり、キケローのにせよ、カエサルのにせよ、ブルートゥス、カエリウス、カルウスのにせよ、つまるところ、偉大な弁論家の残した書物は何一つとして、百人委員のもとで弁じられたものとして読まれてはいない、ということほどに。例外は、ウルビニアの相続人たちを弁護するものと銘打たれているアシニウスの弁論であるが、これは他ならぬポッリオーによって、神君アウグストゥスの時代の中頃に行われたものである¹⁴。平穩が

12 写本に伝わる読み (aptior est ita erit) では意味が通らないことから、aptior est veritati (Agricolaによる修正読み) が採用されることが多く、底本もそれに従っている。この読み方を裏付けるものとして、元首ティベリウスの裁判への干渉について述べた *dum veritati consulitur, libertas corrumpatur* (Ann. 1.75.1) がよく引かれる。

13 前52年。訴追と弁護の時間にそれぞれ上限がもうけられ、弁護人の数も制限された。

14 正確な年代は不明。クィンティリアヌスの証言 (Quint. Inst. 7.2.26) からすると、ウルビニアという女性の死んだと思われていた息子を名乗って遺産の権利を要求する人物 (ポッリオーによれば偽者で、奴隷) に対し、正当な相続人たちの権利を

長きにわたり、人民の閑暇が継続し、元老院が始終静穏で、元首が偉大な規律を示していたこと、それらが、他のあらゆるものと同じように、雄弁そのものまでも平和にしてしまった後のことである。

39.

(1) これから私が言おうとしていることは、たぶん些細で可笑しなことに思えるかもしれない。だが、それでたとえ笑われることになろうとも、それでも言おうと思う。我々は、例の外套¹⁵がどれほどの卑賤さを雄弁にもたらしたと考えるだろうか。それに動きを封じられ、いわばその中に閉じ込められたかのように我々が審判人たちとおしゃべりする¹⁶その外套が？ 今や非常に多くの裁判が展開される講堂やら資料庫が、どれほどの力を弁論から奪ったと我々は考えるか。(2) というのも、走路の距離が優れた馬を証明するのと同じように、何か弁論家たちにとっての平原というものが存在し、彼らがその中を、自由に、解き放たれて動きまわるのでない限り、雄弁は挫かれ、力を失ってしまうのだ。(3) さらに、気配りをし、念入りな文体に細心の注意を払っても逆効果であることを我々は経験している。なぜなら、しばしば審判人は、君が話し始めるより先に質問してきて、彼の質問から話を始めなくてはならず、その上彼は、しばしば論証や証言に対して沈黙を指示するのだから¹⁷。それにこれらのことが行われている間、弁じている者に立ち会うのはせいぜい一人か二人であり、いわば荒野の中で事は進めら

守るために行われたものと考えられる。クィンティリアヌスは度々この弁論に触れている (*Inst.* 4.1.11, 7.2.4, 7.2.26, 9.3.13) ので、有名な裁判かつ弁論であったものと推測される。

15 *paenula*. 一般には旅行などに用いる厚手の外套を指す単語だが、ここではそれが弁論家によって、裁判の場で着用されていたことが示唆されている (他に類例はなく、どのような習慣に触れたものなのかは、推測の域を出ない)。Meyer は、そのような衣類の着用により、弁論における重要な要素の一つである身体の所作が束縛されることをマーテルヌスは指摘しているのだと推測する。

16 日常会話のようであって、弁論ではない、ということ。

17 すなわち、弁論家がどんなに完璧に準備を整えていっても、審判人によって台無しにされる。

れる。(4)けれども弁論家には、掛け声と喝采が、何か劇場のようなものが
必要なのだ。そういうものを、いにしへの弁論家は日常的に手にしていた。
あれほどの数の、あれほどの高貴な人々がこぞって法廷につめかけていた時
代、被告に対する加勢が被保護民や地区民が一体となって行われるばかり
か、さらには自治都市が使節を送り、イタリアの一部が動いて行われていた
時代、ローマ人民が、多くの裁判において、裁かれている事柄は自らの利害
に関係があることなのだと信じていた時代には、(5) ガーイウス・コルネー
リウスやマルクス・スカウルス、ティトゥス・ミロー、ルーキウス・ベス
ティア、プーブリウス・ワァティーニウスが、国中から人が集まって訴追さ
れ、弁護された¹⁸ことは確かであり、その時の戦う人々の情熱は、どんなに
冷め切った弁論家の心さえも興奮させ、燃え立たせることができたほどで
あった。まさにそれだからこそ、残された演説も、行った当人たちにとって
は、それ以上他の作品による評価を受ける必要がないようなもの¹⁹が残って
いるのである。

40.

(1) 実に、頻繁な論争が、強大な権力者たちを苛立たせる裁きが、またそ
のような相手を敵にすることでもたらされる荣誉そのものが、どれほど大き
な情熱を知性にもたらし、いかなる松明を弁論家たちのそば近くにかざして
いたことか——極めて多くの能弁な人々が、相手がプーブリウス・スキピ
オーだろうが、スッラだろうが、グナエウス・ポンペイウスだろうが、決し
て引き下がらず、第一人者たちを攻撃するために、嫉妬^{きが}の性としてありがち

18 いずれもケケローの関わったことが知られている裁判。ガーイウス・コルネーリ
ウスは前65年に反逆罪で告発され、ケケローの弁護を受ける。マルクス・アエミリ
ウス・スカウルスは前54年に不法誅求で告発され、やはりケケローの弁護を受ける。
これらの弁論は、断片しか残っていない。ミローについては37.6とその注を参照。
ルーキウス・カルプルニウス・ベステティアは選挙違反で前56年に告発されるが、ケ
ケローの弁論は残っていない。ワァティーニウスの訴追については21.2と34.7を参照。
二カ所とも、ケケロー（弁護）よりむしろカルウス（訴追）の代表作として言及され
ている。

19 要するに、彼らの代表作と言えるもの。

だが、役者がするようなやり方で人民の耳をも利用していたときに²⁰。

(2) 我々は、温和で平穏な事柄について、高潔さや慎み深さを良しとする事柄について語っているのではない。そうではなくて、こういうことなのだ。かの偉大で、人目を引く雄弁は、放埒の——愚かな者はそれを自由と呼ぶのだが——養い子であって、騒乱の朋輩だ。手綱を外された人民を刺激するもので、従順さに欠け、厳格さにも欠けている²¹。ふてぶてしく、無謀で、傲慢である。立派に秩序だった社会には生まれてこないものだ。(3) それというのも、スパルタの弁論家の誰かを、クレータの弁論家の誰かを、我々は聞いたことがあるだろうか？ それら両国の厳格極まりない規律と、厳格極まりない法律が、今に伝えられている。また、マケドニア人にせよ、ペルシア人にせよ、あるいは確かな支配に甘んずる他のいかなる民族にせよ、その雄弁を我々は知らない。一方ロドスには幾らか、そしてアテナイには非常に多くの弁論家が存在し、そこでは人民が何でもすることができ、素人が何でもすることができ、言うなれば、誰もが何でもすることができたのであった。(4) 我々の国も、間違った道を歩んでいた間は、党派と争いと対立で己を疲弊させていた間は、法廷に平和がなく、元老院に一致団結がなく、裁判

20 写本に伝わる読みでは「役者がするような」以下の部分が *populi quoque et histriones auribus uterentur* となっており、このままでは文法的にも意味をなさない。底本は Haase に従い *et* を *ut* に修正する。その場合も語順は普通とは言えないし、民衆の悪意を煽って利用するという手法に、わざわざ「役者」を喩えに引く必要があるのかという疑問もある。ただ、もしこの修正が正しいのだとすれば、放埒や騒乱がいにしへの弁論家を生んだ土壌であったとする次節につながっていくものと理解すべきか。タキトゥスの著作において、「役者」(*histriones*) は総じて批判的・軽蔑的に語られるが(本作でも 26.2 を参照)、特に *Annales* では彼らの傍若無人ぶりや不道德、観客も巻き込んだ暴力沙汰などが語られている (*Ann.* 1. 54, 1. 77, 4. 14, 13. 25 など)。なお Mayer は、*populi ... uterentur* を修正不可能とし、この部分の主旨も不明としている。

21 *sine obsequio, sine severitate*。タキトゥスは、彼が元首政下における一つの理想像として描く岳父アグリコラに、この二つの美点を与えている (*Agr.* 8. 1, 9. 3, 19. 3)。そして、その生き方を、いたずらに自由を求めて元首に抵抗し、国家には何の利益ももたらさずに死んでいく人々と対比する (*Agr.* 42. 4 *sciant quibus moris est illicita mirari, posse etiam sub malis principibus magnos viros esse, obsequiumque ac modestiam, si industria ac vigor adsint, eo laudis excedere, quo plerique per abrupta sed in nullum rei publicae usum ambitiosa morte inclauerunt*)。

に慎み深さがなく、高貴な人々に対する敬意がなく、公職者に節度がなかった間は、確かに今よりも活気ある雄弁を生み出した。あたかも主人のいない土地にある種の植物が繁茂するように²²。だが、グラックス兄弟の雄弁は、国家にとって、彼らの法をも許容するほどの価値があるものではなかったし、キケローが雄弁の名声と引き替えにあのような死に方をしたのは良いことではない²³。

41.

(1) こうだとしても、いにしへの弁論家たちによって法廷が残されているということ²⁴は、国家が正されていなかったり、望まれたまでには落ち着いていないことの論拠となる。(2) というのも、我々を弁論家として呼ぶのは、害をなす者、あるいは惨めな者だけではないだろうか。我々の庇護下に来るのは、近隣の人々のせいや、自分たちの中での不和に促された自治都市だけではないだろうか。我々が守るのは、略奪され、苛まれた属州だけではないだろうか。だが、償わせるよりも、そもそも訴える不満のない方が良かったらうに。(3) もし仮に、誰一人罪を犯す者のない共同体がもし何か見つかるとしたら、それら無辜の人々の間に弁論家がいれば、ちょうど健康な人々の間にいる医者のように、その存在は無用のものとなるだろう。けれ

22 「主人のいない」(*indomitus*) は、元首による支配を受けていない状況を暗に指す。

23 37.6と注を参照。

24 難読箇所。主旨としては「今現在も法廷というものが残っているということは、すなわち、国家がまだ理想的な正しい状態にはなっていないことの証拠である」のようなことと考えられるが、写本は *quod superest antiquis oratoribus forum* (「いにしへの弁論家たちに残されている法廷」と伝わる。訳文は *antiquis* の前に *ab* を置く底本の案 (Heubner. cf. Ovid. *Pont.* 2. 2. 87) に従っている。一方、従来しばしば一考に値する修正案とされてきたものとして、*antiquis* と *forum* をそれぞれ *antiqui*, *fori* と修正する Spengel の案がある。その場合 *antiqui* は *fori* を形容する形容詞となり「いにしへの法廷のうちから (今の) 弁論家たちに残されているもの」となる。また Murgia は、*antiquis oratoribus* を削除すること (「(今) 残されている法廷」となる) を提案し、Mayer のテキストはこれに従っている。なお、訳文では *quod* を接続詞として訳したが、*forum* を先行詞とする関係文の関係代名詞として理解することもできるだろう。その場合は「いにしへの弁論家たちによって残されている法廷 (は)」となる。

ども、極めて確かな健康状態と極めて健康な身体を享受する民族のもとは²⁵、**医療はごくわずかしか用いられず、ごくわずかな成功しか獲得しない**のと同じように、よき慣習があり、支配者に従属する備えができている者たちの間では、**弁論家たちの名誉はより小さなものとなり、榮譽はよりくすんだものとなるのだ。**(4) というのも、どうして元老院で長々と見解を述べる必要があるだろうか、最良の人士が即座に意見の一致を見るというのに、どうして人民のもつて多くの会議を行う必要があるだろうか、多くの素人ではなく、最も賢明な一人の人が国家について熟慮しているというのに、どうしてわざわざ告発を買って出る必要があろうか、罪が犯されるのがこれほど稀で、しかもごく些細なものでしかないというのに、どうして悪意に満ちた、度を越えた弁護をする必要があるだろうか、検分する人の慈悲が危機に陥った人々を出迎えるというのに、(5) **最良の、そして必要な限りにおいてこの上なく能弁な人々である諸君よ、信じてくれたまえ、もし諸君が前の時代に生まれるか、あるいは、我々が賛嘆する人々が、今のこの時代に生まれるかしていたなら、いずれかの神が人生と時代を突然変えてしまったなら、必ずや諸君は、雄弁におけるあの最高の称賛と榮譽を手にしていただであろうし、あの人たちも、きっと節制と節度を示していたことであろう。だが実のところ、大きな名声と大きな平穩を同時に得ることは誰にもできないのだから、おのおの、別の時代を貶すことなしに、己の時代の良さを享受するべきだろう」。**

42.

マーテルヌスがこのように話し終えると、メッサツラが言った。「反論したいと思う事柄もあったし、もっと話してもらいたいと思う事柄もあった。だが、もう日も尽きた」。マーテルヌスが言う。「それはまた後日、君の采配

25 前の文とあまり差の無いことを言っているように見えるが、前の文は完全に理想的な状態を言っているのに対し、こちらではそこまでは行っていない（すなわち弁論家が「無用」ではない、さらに言えば今のローマの）状態のことを述べていると考えられる。

でやろう。そして、今の私の話で何か君に曖昧と思われたことがあれば、それについて再び話し合うことにしよう」。そして同時に彼は立ち上がり、アペルを抱擁して言った。「私は君のことを詩人たちに訴えるつもりだし、メッサツラは古事研究家たちに対してそうするだろう」。「だが私は、君たちのことを修辞学者と修辞学教師たちに訴えるつもりだ」と彼は返した。彼らは笑いあい、私たちは別れた²⁶。

26 ここで前稿への補足を加えておきたい。26.1の *tinnitus Gallionis* について、前稿では「ガッリオーの掻き鳴らし」と訳し、「総じて神経に障る不愉快な音を表す語であるが、この場合のように比喩的な意味で用いられる例は他にない」という脚注を付けた（本紀要第46号, p. 374, 注9）。この単語について、Bayerische Akademie der Wissenschaften 所属、*Thesaurus Linguae Latinae*（同名のラテン語辞典 *Thesaurus Linguae Latinae* の編纂所）の資料庫（Zettelarchiv）において詳しく調査したところ、上記のような訳語と説明では十分ではないと思うに至った。まず、タキトゥスの時期までに限ると、26.1の例以外に、24の例がある（偽クイーンティリアーヌスの1例を含む）。使っている作家は限られており、カトゥッルス（1例）、ウェルギリウス（3例）、オウィディウス（6例）、セネカ（哲学者、2例）、大プリーニウス（9例）、シーリウス・イタリクス（2例）、クイーンティリアーヌス（1例）、偽クイーンティリアーヌス（1例）である。その大半（16例）は何らかの金属が叩かれて、ないしぶつかって打ち鳴らされる音である（打楽器、武具など）。残る8例のうち、7例は大プリーニウスで、彼は、天体の奏である音楽（2.6）、糸がうなる音（19.9）、耳鳴り（20.162, 23.85, 28.24, 31.117）。タキトゥス以後の作家まで目を向けると、この意味での使い方は、金属音に次いで例が多い）、（彫像の）ゴルゴーンの頭の蛇が、豎琴の音に反響して鳴る音（34.76）、を表すのにこの単語を用いている。もう1例はシーリウス・イタリクスで（13.146）、ラッパが鳴る音を表している。従って、タキトゥス以外の例はいずれも何らかの「音」を表すものであり、タキトゥスが弁論のスタイルの形容にこの単語を用いたのは、弁論であるからには当然音声も含むものであっても、新しい使い方であったと言える。ただ、どのような訳語を当てるべきかについては、今のところ結論が出せない。少なくとも、前稿で用いた「掻き鳴らし」は弦楽器を連想させ、適当ではないだろう。また「総じて神経に障る不愉快な音」という説明も偏りすぎであったと思う。同根の単語 *tinnulus* や *tinnio* と関連づけて考えるべきかもしれない（特に *tinnio* については、プラウトゥスが無駄なおしゃべりをする者にこの動詞を用いている。音というよりむしろ話し方について述べているという点では注目できる。cf. *Asin.* 448, *Cas.* 250, *Pseud.* 889）。今後の課題としたい。

主要参考文献

- Andresen, G. *Cornelius Tacitus, Dialogus de oratoribus*, Leipzig, 1891.
- Bo, D. C. *Taciti Dialogus de oratoribus*. Turin, 1974.
- Güngerich, R., Kommentar zum Dialogus des Tacitus (aus dem Nachlaß herausgegeben von H. Heubner),
Göttingen, 1980 (= G-H).
- Gudeman, A. P. *Cornelii Taciti Dialogus de oratoribus*, 2nd ed., Leipzig & Berlin, 1914.
- Heubner, H., *P. Cornelii Taciti libri qui supersunt*, Tom.II, Fasc.4, *Dialogus de Oratoribus*,
Stuttgart, 1983. (底本)
- John, C. P. *Cornelius Tacitus, Dialogus de oratoribus*. Berlin, 1899.
- Mayer, R. *Tacitus, Dialogus de oratoribus*, Cambridge, 2001.
- Murgia, C. 'Loci conclamati in the minor works of Tacitus', *CSCA* 11 (1978), pp. 159-178.
- Michel, A. *P. Cornelii Taciti Dialogus de oratoribus*, Paris, 1962